

新潟県新星学園指定管理者審査委員会
審査結果報告書

令和8年10月21日

新潟県新星学園指定管理者審査委員会

新潟県新星学園指定管理者審査委員会の審査結果について

新潟県新星学園指定管理者指定申請の審査結果を以下のとおり報告します。

令和8年10月21日

新潟県新星学園指定管理者審査委員会

委員長 藤瀬 竜子

はじめに

「新潟県新星学園指定管理者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）は、令和9年度からの新たに指定管理者を募集することとされた新潟県新星学園の指定管理者候補の選定を公平かつ適正に実施するために設置された。

このたび、応募のあった社会福祉法人しあわせ福祉会を指定管理者候補として適当と判断し選定したので、委員会における選定方法及び審査結果について、以下のとおり報告する。

1 指定管理者候補の選定方法

（1）指定管理者候補の選定方法

新潟県新星学園の指定管理者は施設の管理運営を全般的に行うことから、指定管理者候補の選定に当たっては、申請者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価し選定する必要があるため、申請者からの提案内容について総合的に評価することとした。

（2）審査委員会の設置

令和8年6月2日付けで定めた新潟県新星学園指定管理者審査委員会設置要綱に基づき、新潟県新星学園の指定管理者候補の選定を公平かつ適正に実施するため、次の7名の委員を構成員とした。

【民間有識者委員】

委員長 藤瀬 竜子 新潟青陵大学 福祉心理子ども学部 教授
副委員長 林 徹 下越福祉行政組合 中井さくら園 園長
委員 中野 崇 日本公認会計士協会東京会新潟県会 公認会計士
委員 高岡 一夫 新潟県社会保険労務士会 社会保険労務士
委員 木下 久美子 佐渡市子ども若者相談センター センター長
委員 籠島 由美子 NPO法人新発田市手をつなぐ育成会 理事長

【オブザーバー委員】（※審査の採点には加わらない）

石坂 陽子 新潟県福祉保健部障害福祉課 課長

（3）審査委員会の開催状況

第1回審査委員会

開催日：令和8年7月10日（金）

内 容：委員会の設置に関する事項

新潟県新星学園指定管理者募集要項等の検討

第2回審査委員会

開催日：令和8年10月6日（火）

内 容：申請者プレゼンテーション及びヒアリング

申請内容の審査、採点及び指定管理者候補の選定

2 申請者の応募状況

令和8年7月17日（金）から令和8年9月25日（金）までの間、新潟県新星学園指定管理者募集要項及び新潟県新星学園業務仕様書を公表し、指定管理者指定申請書の受付を行った。

受付期間内に、以下の団体から申請があった。

【申請者】

名称：社会福祉法人しあわせ福祉会

所在地：佐渡市下新穂 90-1

3 審査結果

（1）審査方法

新潟県新星学園指定管理者募集要項の10（指定管理者の選定方法）に基づき、申請者が申請資格の要件に適合していることを県が確認するとともに、第2回審査委員会において、提出された申請書の内容について、書類審査、申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、区分毎に民間有識者委員6名による採点を行い、提案内容の妥当性を判断した。

（2）審査結果

審査の結果、指定管理者として適当と認められるため、社会福祉法人しあわせ福祉会を指定管理者候補として選定した。

（採点結果は別表のとおり）

【別 表 採点結果】

審査項目及び審査の視点		配点	採点
① 事業計画	事業の安定性	10	6.8
	○ 適切に管理運営を行うことができる収支計画であるか。		
	○ 十分に事業計画が遂行できる収支計画であるか。		
	事業のリスク管理	10	7.5
	○ 主要なリスクへの対応策が具体的かつ適切であるか。		
	○ 財務状況の健全性、経営基盤の安定性。		
② 管理運営計画	設置目的に沿った運営方針が設定されているか	10	7.5
	○ 主要なリスクへの対応策が具体的かつ適切であるか。		
	○ 佐渡地域の障害児入所支援等の提供について、施設の役割・課題を踏まえているか。		
	障害福祉サービス等の提供内容について適正な支援水準が確保されているか。	35	24.1
	○ 日課が適切であるか。		
	○ 障害児入所支援に関する計画が具体的かつ適切であるか。		
	○ 余暇活動・レクリエーション・行事等の充実に関する計画が具体的かつ適切であるか。		
	○ 給食・保健に関する計画が具体的かつ適切であるか。		
	○ 入所支援計画に関する計画が具体的かつ適切であるか。		
	○ 短期入所・日中一時支援に関する計画が具体的かつ適切であるか。		
	○ サービス向上のための措置に関する計画が具体的かつ適切であるか。		
	サービス提供体制について適正な水準が確保されているか。	35	22.1
	○ 施設の管理運営を適正に遂行できる組織体制及び職員配置となっているか。		
	○ 勤務体制及び勤務形態が適切であるか。		
	○ 職員の確保及び育成に関する計画が具体的かつ適切であるか。		
	○ 重度重複障害及び強度行動障害のある利用者への対応方針が具体的かつ適切であるか。		
	○ 社会的養護を必要とする利用者への対応方針が具体的かつ適切であるか。		
	○ 家族・地域・関係機関等との連携に関する対応方針・計画が具体的かつ適切であるか。		
	○ 利用者の権利擁護のための措置が具体的かつ適切であるか。		
	事故・災害対策などの危機管理能力や日頃の安全対策は万全であるか。	10	6.3
	○ 事故の防止等に関する対策が具体的かつ適切であるか。		
	○ 防災・防犯に関する計画が具体的かつ適切であるか。		
	運営引継業務	10	10
	○ 運営引継計画が具体的かつ適切であるか。		
	提案業務等	10	7.3
	○ 事業者提案業務の内容及び計画は妥当であり、事業者のノウハウ・創意工夫が発揮されているか。		
③ 課題解決計画	利用者の自立支援が適切に図られるか。	15	9.9
	○ 適切な自立支援と社会参加に向けた取組の内容及び計画が具体的かつ適切であるか。		
	○ 適切な自立支援と社会参加に向けた取組に事業者のノウハウ・創意工夫が発揮されているか。		
	利用者の居住環境が適切に図られるか。	15	10.3
	○ 利用者の居住環境への配慮に向けた取組が具体的かつ適切であるか。		
	○ 利用者の居住環境への配慮に向けた取組に事業者のノウハウ・創意工夫が発揮されているか。		
	地域で暮らす障害者及び保護者等に対する支援体制の充実が図られるか。	15	10.5
	○ 地域で暮らす障害児及び保護者等に対する支援体制の充実に向けた計画が具体的かつ適切であるか。		
	○ 地域で暮らす障害児及び保護者等に対する支援の充実に向けた計画に事業者のノウハウ・創意工夫が発揮されているか。		
④ 維持管理計画	利用者が安全で安心して、快適に利用できるか。	25	16
	○ 衛生的で快適な空間の確保に有効な維持管理業務計画であるか。		
	○ 安全で快適な空間の確保に有効な維持管理業務計画であるか。		
	○ 施設の保全と防災に有効な維持管理業務計画であるか。		
	○ 施設・設備等の修繕計画は具体的かつ適切であるか。		
	○ 備品の管理計画は具体的かつ適切であるか。		
①～④小計（※120点未満失格）		200	138.3
⑤ 提案価格	提案価格は指定管理料上限額以内であるか。 ※ 第1位（最も低い額）を満点（100点）とし、第2位以下は第1位との比率を用いて算出する。	100	100
①～④＋⑤合計		300	238.3

4 審査総評

指定管理者候補として選定した社会福祉法人しあわせ福祉会は、新潟県新星学園の管理運営について、これまでの運営実績を踏まえ、入所児童、地域の利用者への支援の充実、職員の人材育成、業務の効率化・生産性の向上等を含めた適切な提案を行っている。また、これまで新潟県新星学園の運営を担ってきた実績を有し、地域における人材確保が厳しい状況の中においても施設運営に尽力してきたことから、今後も新潟県新星学園を安定的かつ適切に管理運営する能力を有すると認められる。

5 附帯意見

審査委員会は、指定管理者候補に選定された者に対して、新潟県新星学園の管理運営をより良いものとしていけるよう、以下のとおり附帯意見を申し添える。

- ・ 支援に必要な情報の収集・共有を円滑にし、職員の業務負担の軽減及び支援の質の向上を図るため、ICT の活用などによる業務の効率化・生産性の向上に引き続き取り組むこと。
- ・ 職員の専門性及び支援の質の向上を図るため、継続的な研修等により人材育成に取り組むとともに、事故防止やヒヤリハット事案の把握・共有を通じて、安全な支援体制の確保に努めること。
- ・ これまで利用者支援の充実及び施設運営に尽力してきた取組を評価するとともに、今後も人材確保が厳しい状況を踏まえ、必要な人材の確保・育成及び定着に継続して取り組み、安定した施設運営と継続的な支援の提供に努めること。

新潟県新星学園指定管理者審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 新潟県新星学園の指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するため、新潟県新星学園指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

(1) 募集要項に関する事項

募集要項において規定する条件及び提出を求める書類等について検討する。

(2) 審査方法及び審査基準に関する事項

審査方法及び審査基準を定める。

(3) 指定管理者候補選定に関する事項

総合的に申請内容の審査を行い、第1順位から第3順位までの候補者を選定する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる有識者及びオブザーバー委員により構成する。

(1) 学識経験者、経営有識者、労務管理有識者、施設利用障害者（障害者団体関係者を含む。）及び障害福祉施設関係者のうちから福祉保健部長が依頼する者とする。

(2) オブザーバー委員は、福祉保健部障害福祉課長とする。

2 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(守秘義務)

第4条 委員は、委員会において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。この委員会が終了した後も同様とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員会の委員長は、事務局の推薦に基づき、委員の承認により選任する。

3 副委員長は委員長の指名により選任する。

4 委員長は、委員会を主宰する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

6 オブザーバー委員は、施設運営の実態や課題、応募者の提案内容と県施策との整合性等について説明するものとし、審査の採点には加わらない。

(委員の排斥)

第6条 委員は、指定管理者の指定を受けようとする者と利害関係を有する場合は、審議に加わることはできない。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者を出席させて意見又は説明を聴くことができる。

4 委員会は、必要に応じて、書面により開催することができる。

(庶務)

第8条 委員会の事務局は、福祉保健部障害福祉課内に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月2日から施行する。